



一時保護の延長と司法審査

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

児童福祉法第33条に「一時保護の規定が置かれている。言うまでもなく、一時保護の目的は子どもの生命・身体の安全確保にある。一時的にも、子どもを親などの保護者から引き離し安全な環境に置き、子どもへの危険を心配することなく、児童相談所が虐待行為を行つていると疑われる保護者に対応することができる。児童相談所には、「一時保護を「速やかに行う」旨の努力義務が課せられているが、いつまでに行うべきであるのかという点は、事案毎に緊急性の程度との関係で判断されることが多いと思われるが、付近住民などからの通告による場合は、たまたま見聞きした情報であるがゆえにその情報の具体性が乏しい。入手した情報をより肉付けするために時間がかかり、その結果、児童相談所の対応の遅れが原因で子どもの生命に危険が及ぶことは避けなければならない。いざれにしても、得ている情報の具体性の程度を重視して萎縮的対応とならないようにしなければならない。

他方、誤った判断により必要のない親子分離をしてしまう危険性もある。したがつて、一時保護の要否については、

児童相談所職員個人の判断に頼り過ぎることなく、幼稚園、学校や医療機関などの関係機関からの情報などを踏まえ、児童相談所内における会議などを通じて、客観的・合理的判断に基づくことも要請される。

そこで、平成9年度から厚生労働省にて取り組まれてきた「子ども虐待・ネグレクトリスクマネージメントモデルの作成に関する研究」を踏まえ、現在では、「一時保護の判断の客観性や的確性を高めるため、リスク度判定の客観的尺度（リスクアセスメント基準）が示されてきた。この点、札幌市も、「（仮称）札幌市児童相談体制強化プラン」と銘打つて、関係機関と共有するアセスメントツールを開発し、児童相談所や関係機関全体の相談支援力を強化するための準備が開始されている。

このように、一時保護の要否判断の場面では、その当初の段階では十分な情報が収集できていない状況下でありながらも、速やかに一時保護を行わなければならぬ事案もあるが、逆に、誤った判断により子どもを親から引き離してしまい、子どもやその家族に大きな精神的苦痛などを与えてしまった事案があることを経験してきた。残念ながら対立関係が激しい事案について、第三者である裁判所が保護者を

児童相談所職員個人の判断に頼り過ぎることなく、幼稚園、学校や医療機関などの関係機関からの情報などを踏まえ、児童相談所内における会議などを通じて、客観的・合理的判断に基づくことも要請される。

はならない。

ところで、児童福祉法上では、「一時保護の期間は原則として2ヶ月に限る」とされ、さらに2ヶ月間延長する場合には、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これまでの間、この審議会において、「一時保護を実施した当初の事情、家族の背景事情、その後の子どもの生活状況、親子の再統合に向けた動向などを詳細に検討し、延長の要否が適切に判断されたものと考へている。

法制度として、保護者の意思に反しても子どもを保護者から引き離す

と、児童相談所職員は1人で多数の案件に対応して多忙を極める状況下にあるとと思う。「一時保護が開始された後、子どもの不安や緊張を和らげ、必要な調査を経て子どもを家族に戻せるのかどうかを判断していく必要十分な調査を経て子どもを家族に戻せるのかどうかを判断していく必要十分な調査を経て子どもを家族に戻せるのかどうかを判断していくには2か月という期間はあつという間に過ぎているのが現状であろう。その後、2か月という期間中に、その途中からもユニークであると思われるが、私延長の承認を裁判所に求める書面作成や所内の決裁に追われていく職員の姿が容易に想像できる。大切なことは延長の資料作りではなく「一時保護の内実である。子どもたちが一時保護所に入所するや否や、置かれてきた自らの虐待環境を雄弁に語ることなどできはしない。不安や緊張を和らげて言葉を発するまで時間がかかる子どももある。「家族病理」に対する有効な対抗手段として「一時保護を考えた場合、「家族」という間に隠れて見えない事実が多數ある中、手探りで進んでいかざるを得ない実態を裁判所には是非知つて貰いたい。

説得してくれる場面が出てくる」と私は大いに期待している。

他方、昨今の統計上の数値を見る

と、児童相談所職員は1人で多数の

案件に対応して多忙を極める状況下にあるとと思う。「一時保護が開始された

後、子どもの不安や緊張を和らげ、必

要に応じて保護者との面会を実施し、

あると思う。「一時保護が開始された